

「区長への手紙」内容一覧（令和6年4月分）

企画部

月	日	内容	対応・考え方
4	26	区長への手紙の投稿内容の概要をホームページに一覧形式で公開していますが、投稿内容の概略を掲載しているため、質問の意図や背景が正確に表現されていません。他区のように全文に近い状態で公開するなど、公開方法を再考してください。	対応・考え方 お寄せいただいたご意見などと、それに対する区の考え方を広く紹介するため、月ごとに概要をホームページに掲載しています。個人情報保護の観点や投書者に不利益が生じないよう趣旨の変わらない範囲で要約し、掲載することとしています。

総務部

月	日	内容	対応・考え方
4	2	税務課職員の対応がよくないです。税務課に電話したところ、こちらの話は聞かず、「一括納付しかできません」と言い、名前を聞いても「再度名乗る必要はない」と言い、名前を言いませんでした。区の職員の対応を改めてください。	対応・考え方 電話にて職員の非礼をおわびし、指導していく旨を話して了解を得た。
4	8	税務課に電話をしたところ、対応した職員から差別的な用語で捲し立てられました。また、「捲し立てられなくなかったら滞納分を一括で払え」など高圧的な態度を取られました。当該職員からの謝罪、または職員の処分を望みます。	職員の非礼および不適切な表現について、おわびします。職員に対して、改めて接遇の基本を徹底するように指導しました。

防災危機管理室

月	日	内容	対応・考え方
4	16	日本橋久松町で毎晩風俗店の客引きなどの迷惑行為が行われています。	ご指摘の風俗店への客引きなどについては、地元防犯組織と区が連携して合同防犯パトロールを実施し、現状把握および注意喚起などに努めています。また、執ような迷惑行為などを見かけた際は、所轄である久松警察署に連絡してください。

区民部

月	日	内容	対応・考え方
4	2	駅の出口に隣接して居住しています。町会から駅の出口近くに防災倉庫を設置する話がありましたが、駅は不特定多数の人が出入りすることから、防犯面の問題があり断りました。町会の運営のあり方について、区の見解を教えてください。	防災倉庫の設置場所は、町会などを母体として自主的に結成された防災区民組織が確保しています。また、町会は任意団体であるため、運営方法などについて、区がその在り方を示すことはふさわしくないと考えます。
4	10	日本橋特別出張所へ来所すると入口で案内係に毎回用件を尋ねられ、答えるのが面倒です。通路で案内しているときもあります。毎回の声掛けをやめ、案内係と分かる腕章などを付けてください。また、通路に立ちふさがるとのをやめてください。	出張所では、戸籍、住民票をはじめ、税、国保など多種多様な目的で大勢の区民が訪れています。その方々を適切な窓口へ案内するため、入口付近に案内係を配置しています。来庁者の動線に配慮し、目的に応じた対応を行うよう指導します。
4	10	区役所でマイナンバーカードを受け取る際、本人確認書類不足のため、住民票取得を案内されましたが、住民票取得時も同様に本人確認書類の提示を求められて不快な思いをしました。また、使用の有無に関わらず事前に関係書類は全て送付してください。	電話にて「窓口での対応について謝罪し、マイナンバーカード交付時には厳格な本人確認をするよう定められていること。また、書類を同封していない理由および聞き取りで本人確認書類を補完していること。」を説明した。
4	11	ハッピー買物券の抽選について疑問があり質問しました。抽選方法の詳細について教えてください。また、公平性の観点から中止するべきと考えています。	はがき・WEBの抽選対象者を合算し、エクセルのランダム関数を使用して抽選しています。本事業は、区内の消費を刺激し、区内中小小売店などの振興を図ることが目的のため、区が区民に直接還元するという趣旨ではありません。
4	12	ハッピー買物券の応募数と当選者数およびWEB・はがき申込みの当選率を教えてください。また物価高騰や中小企業への支援策であれば予算増額や上限の変更をしてでも全員に行き渡らせる必要があったと思います。買物券を電子券にするべきとも考えます。	応募人数49,841人抽選対象人数43,795人当選人数41,768人WEB当選率95.4%はがき当選率95.3%本事業は、区内中小小売店などの振興を目的とし、区が直接区民に還元する趣旨ではありません。電子券は、慎重に検討します。
4	12	ハッピー買物券に家族で申し込みましたが全員外れました。外れる人が出るよりも多くの人に行き渡らせた方が良くと思います。また、制度の恩恵を多く受けられる人と全く受けられない人がいるのには不公平感があります。改善してください。	本事業の目的は、区内中小小売店などの振興であり、区が予定した額の買物券が区内各所で使用されることによって達成されるものと認識しており、区が直接区民に還元するという趣旨ではありません。

「区長への手紙」内容一覧（令和6年4月分）

4	15	はるみらいのトレーニングルームは15歳の高校1年生の利用料金は一般料金に該当しているにも関わらず、16歳以上から利用可能となっているため利用することができません。年齢基準の設定が異なっているため利用しにくいです。基準を揃えてください。	はるみらいトレーニングルームの利用対象年齢は、15歳以上（中学生を除く）です。確認したところ、ホームページや館内の案内板の表記が統一されていないため、わかりづらい内容でした。速やかに表記を統一します。
4	15	ハッピー買物券に落選しました。税金を納めていない人や1世帯で複数の申し込みができることに疑問や不公平感を感じています。1世帯の申込数や申込可能冊数に上限を設けることなどで当選者を増やせると思っています。公平な制度にしてください。	各世帯構成がさまざまであることから、購入は個人単位としており、購入冊数の上限を減らすことは、購入意欲の低下による買物券売れ残りの懸念があるため、慎重に検討します。税金未納者への対応を含め、本事業の改善を図っていきます。
4	16	ハッピー買物券の抽選に落ちました。コールセンターに問い合わせたところ住民が増えたことで想定よりも申込数が多かったとの回答でした。区の見通しが甘いと思います。来年の申し込みの際に落選者は優遇されるなどの対策をしてください。	令和6年度については、本区の人口増加やプレミアム率の引き上げも考慮し、販売総額のさらなる拡大を図ったところですが、想定を上回る申込みがあり、抽選となりました。次年度販売時の優遇措置などについては現時点では考えていません。
4	19	ハッピー買物券の落選者のうち、一人も当選しなかった世帯は何世帯ありますか。また、当選者が手続きをしなかった分の買物券を一人世帯に優先して販売してください。来年以降は一人世帯も優先し、買物券のデジタル発行をお願いします。	各世帯の人数や家族構成はさまざまであることから、本事業への申込みは個人単位としているため世帯単位での申込状況などの把握は行っていません。また、キャンセル分の再販売は現時点では予定していません。電子券の導入は慎重に検討していきます。
4	22	ハッピー買物券の抽選に落ちました。応募者多数で抽選になることは仕方ないと思いますが、今回の抽選方法は公共性のある区が行うものとして不平等だと感じました。在住期間の考慮や申込数を制限するなどの対応を検討してください。	抽選は、はがき・WEBの抽選対象者を合算した一覧表を作成し、エクセルのランダム関数を使用した抽選方法としており、厳正に行っています。また、区民サービスの公平性を考慮した場合、在住期間の長短により申込みの優劣をつけることは難しいと考えます。

福祉保健部

月	日	内容	対応・考え方
4	1	区の相談窓口の対象に実子の誘拐被害や子の連れ去り被害を加えていただけませんか。	実子誘拐被害や子の連れ去り被害は、法律相談や法テラスを紹介するなど、状況に応じて適切に支援を行っています。また、ホームページは相談窓口を調べる重要なツールとなるため、利用しやすいように改善していきます。
4	3	①常盤小学校にプレディまたはプレディプラスを設置してください。②すぐの設置が難しければ、学童クラブの選考で学区内にプレディがない児童に加点してください。③民間事業者の運営する学童を認可制にして費用補助をしてください。	①プレディなどの設置については検討中です。②利用審査基準は、保育の必要性が高い児童が優先されるよう考慮しています。③児童福祉法に基づく民設民営の学童クラブを運営する事業者に対して運営費などを補助しています。
4	4	コロナ禍の影響で収入がなくなり、国民健康保険料を支払えていなかったのですが、担当者の丁寧な対応のお陰で支払うことができました。終始笑顔で対応してくれた担当者に感謝です。	職員の対応について、お褒めの言葉をいただきありがとうございます。引き続き職員の接遇向上に努めます。お手紙については課内で供覧しました。
4	10	児童手当・特例給付が支給されない根拠を示していただくため、意見を送りましたが、納得ができる答えではありませんでした。児童手当・特例給付が支給されない根拠を示してください。根拠がない場合には、明確に説明をしてください。	認定請求書の処理は、規則に基き、児童手当などの受給資格を認定しないものは却下の処分を行うこととされ、請求書の一部のみを認定することはできません。国のガイドラインでも、職権により処理できる内容に認定事務は含まれません。
4	16	生活保護の手続きの関係で指定した代理人に対して、対面での説明をお願いしましたが、文書での回答のみで対面での説明がありませんでした。代理人に対し対面での説明をしてください。	説明が求められている事務処理の経過などについては、以前にメールでの回答で「これ以上の回答は行いません。」と既に伝えていますが、区から代理人への説明は行いません。
4	17	子どもがプレディプラスに通っています。塾がある日は帰宅が遅くなるため、食べ物を持たせて塾の前にプレディプラスで補食できないか相談しましたが、「できない」と回答がありました。プレディプラスで補食をできるようにしてもらえませんか。	喫食時には、誤嚥（ごえん）などのリスクへの対応や衛生管理など職員が見守る必要があり、安全管理の観点から飲食に関する個別の要望には対応できません。塾や習い事など個別の事情については、学童クラブ外での対応を各家庭にお願いしています。

「区長への手紙」内容一覧（令和6年4月分）

4	22	障害者福祉課に電話をしましたが、担当につないでもらえませんでした。担当が電話に出るようにしてほしいです。また、これまでの手続きが区のミスで遅れているのに謝罪がありません。係長、担当と対話の場を設けてほしいです。	確認不足により手続きが遅れたことをおわびします。各地区の担当職員は、随時さまざまな問い合わせや相談の対応や外出する機会も頻繁にあり、電話での対応ができない時があります。その場合、折り返しの連絡やメールでの対応となります。
4	25	放課後デイサービスを利用するために2月に受給者証の発行を申請しましたが、いまだに届きません。放課後デイサービスを利用しても大丈夫なのか不安になってしまいます。スムーズに発行できるように体制を整えてほしいです。	放課後デイサービスへの切り替え時の受給者証は3月末更新で事務処理が増加するため、4月1日以前に申請者の手元に新しい受給者証が届かない現状があります。今後は速やかな事務処理に努めていきます。
4	26	引越しのに伴い、保育園を転園しました。以前の園と現在の園で、先生の対応に差があり、精神的なストレスを抱えています。特に現在の園の園長先生と担任の先生からの当たりが強く、転園を考えざるを得ない状況です。対応を検討してください。	園長および職員の対応について、おわびします。保護者の方の立場に寄り添った声かけなど、厳しく指導しました。今後も、職員の言動が保護者の方との関係性などに大きな影響を与えることを念頭に職員の資質向上などに努めていきます。
4	30	子どもが放課後デイサービスを利用していますが、通所している施設の職員が次々に退職しています。職員が専門外の仕事のフォローをしている場面も見かけます。職場環境に問題がないか調査をしてください。	区の補助事業実施の有無にかかわらず、利用者へのサービス提供に必要な人員配置基準などが遵守されていない場合には指導を行うことはできますが、法人の労働環境や雇用契約の是正に関する権限はありませんので、ご理解をお願いします。

保健所

月	日	内容	対応・考え方
4	3	勝どき駅パークタワー側の出口にある喫煙所に並んでいる人の並び方が悪く、付近の駐輪場に入る自転車の通行の妨げになっています。またマナーも悪く困っているため、注意喚起をお願いします。	ご指摘の喫煙所の管理者に、駐輪場利用者の妨げになっている状況を伝え、管理者から、注意喚起の掲示物を設置し、通行人への配慮を行うなど状況の改善に向けて対応する旨の回答を得ました。
4	10	私の住むマンションの周辺で、ペットのふんの後始末ができていないため、通勤中などに踏んでしまうことが多々あります。もう少し取り締まってほしいです。対策をお願いします。	ご指摘のあったマンション周辺で巡回パトロールを実施します。動物のふんは、私有地は区では対応できませんが、区が管理する場所であれば区が除去できます。また、区の広報紙やホームページ、講習会などを通じて、飼い主に対し啓発活動を行っていきます。
4	15	月島にある飲食店が歩道上の空き地に客席を設置して食事を提供しています。当該店舗に対して適切な指導をしてください。	飲食店などの屋外客席は、公衆衛生確保の観点から、一定のルールを遵守して設置を届け出た場合を除き、屋内での営業が原則です。営業者には、屋外客席として設置する場合には、ルールを遵守し、設置の届出を提出するように口頭指導しました。
4	15	勝どき二丁目児童遊園とそこに隣接する道路上で、複数の人が喫煙しており、近くの事業所の勤務者と見受けられます。ひどい時は園内が喫煙所のようにになっています。禁煙の看板を増やしてください。また、過料の制度を導入してください。	ご指摘の事業所に連絡を取り、当該場所での喫煙禁止を周知徹底するよう指導し、対応するとの回答を得ました。また、公園内には新たな掲示物を設置する予定です。
4	15	築地場外市場内とその周辺では観光客だけでなく、周辺店舗の従業員も路上喫煙しています。観光客に路上喫煙を禁止しているにもかかわらず、示しがつかないと思います。従業員に対して、路上喫煙をやめるよう周知徹底してください。	築地場外市場の商店街の責任者に連絡を取り、店舗従業員に対して当該場所での喫煙禁止を周知徹底するよう指導し、対応するとの回答を得ました。
4	16	日本橋久松町にある飲食店の客が、路上に出て喫煙をしています。	ご指摘の店舗責任者に連絡を取り、当該場所での喫煙禁止を周知徹底するよう指導し、対応するとの回答を得ました。また、店舗周辺の巡回パトロールを重点的に行い、改善すべき状況があれば継続して指導していきます。
4	19	月島区民館前の道路付近で路上喫煙者をよく見かけます。複数名で喫煙者のたまり場のようにになっているため、パトロールの強化をお願いします。特に朝7時から8時の時間帯は、毎日のように見かけます。	ご指摘の場所周辺について、朝の時間帯を中心に巡回パトロールを強化するとともに、喫煙禁止場所での喫煙者に対して注意喚起を行うなど、禁煙の徹底を図っていきます。

「区長への手紙」内容一覧（令和6年4月分）

4	30	西仲通りの路地裏で路上喫煙が多く迷惑しています。喫煙ルールやマナーを周知していくとホームページに書いていますが徹底した対策をしてください。	ご指摘の場所周辺の路上は、喫煙者が多い状況であることから重点スポットと位置づけ、巡回パトロールを実施し、喫煙者に対し喫煙の中止を求めるとともに、近隣の指定喫煙場所へ誘導しています。引き続き喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図っていきます。
---	----	---	--

環境土木部

月	日	内容	対応・考え方
4	1	月島川に愛着を持っています。しかし、捨てられたように見える船が複数あり、長い間放置されていることから、景観上悪く、また安全上の懸念もあります。撤去などの検討をお願いします。	ご指摘のあった船舶やドックについては、景観や安全上の観点から、所有者に対して不要な船舶の処分、ドックや棧橋の改善を求めています。また、所有者が不明な船舶などは、所有者の特定のため、調査を行い、対応を都と調整しています。
4	1	パークタワー晴海から月島方面へ向かう交差点は歩道橋しかなく不便です。信号付き横断歩道を設置してもらえませんか。	警視庁や都などと調整してきましたが、横断歩道の設置は困難との回答がありました。区では、「晴海まちづくりの考え方」に基づき、周辺開発の機会を捉え、ユニバーサルデザインに配慮した立体的な歩行者空間の創出に取り組んでいきます。
4	2	佃に24時間営業のビルがあり、24時間明るい看板を付けていてまぶしいです。周辺には同様の看板はなく、光害であり街の美観を損ねているので、対応してください。	電話にて「現場確認の上、事業者に連絡して投書内容を伝えたところ、21時以降は消灯するとの回答があった。」旨報告し、了承を得た。
4	2	晴海フラッグから最寄りの勝どき駅まで15分以上かかります。BRTも限定的です。都営地下鉄（勝どき・築地市場）までのピストン輸送を検討してもらえませんか。	晴海五丁目から勝どき駅までの交通手段としては、都バスや江戸バスが利用できます。また、隣接する晴海三丁目からは東京BRTが運行しており、東京駅方面に向けては都バスが数分間隔で運行しているため、利便性は確保されていると考えます。
4	2	①箱崎町の歩道の縁石にへこみがあり危険です。②箱崎町の敷石が持ち上がり、段差が生じています。また、歩道と車道を分ける縁石が倒れそうです。③水天宮交差点の敷石がめくれているので段差が生じています。補修をお願いします。	①および③については、道路管理者である都に補修を依頼しました。②については、段差解消の応急処置を行いました。また、黄色の縁石は、街路樹の根が持ちあげている可能性があるため、調査後、支障となる根の撤去などの検討を行います。
4	4	晴海から豊洲方面への都バスの利便性が悪いと感じています。区でも都に対して晴海のアクセス向上について話していると聞きました。バスの増便や新路線、また事業者間での相互乗車定期券について、区の考え方を教えてください。	区ではこれまでも、都バスの増便やルートの拡充を行うよう働きかけしています。これを受け、都では令和6年4月1日のダイヤ改正時に増便を行いました。また、相互乗車定期券については、各事業者により決定されるものと考えています。
4	5	粗大ごみのインターネット申し込みについて意見を送ったところ、事務的な文章の回答が届きました。ホームページが変更され、前より使いやすくなりましたが、意見を受け変更するのではなく、公開前に色々な人で試した上で公開するようにしてください。	粗大ごみ受付システムの変更に伴い、ご迷惑をおかけしたことをお詫びします。システムの導入に際し、誰もが使いやすいシステムの構築へ向け、事業者と協議を重ねテストを行ってきました。改修の際は、さらに利用しやすくなるよう見直しを行います。
4	8	銀座で駐車する際、パーキングメーター近くの街路樹の根が盛り上がっていたことで縁石が張り出していたため、タイヤとホイールが損傷しました。タイヤとホイールの賠償を求めます。賠償できない場合は文書での回答を求めます。	現地を確認したところ、縁石は2cm程度張り出している状況でした。区としては、当該道路の交通に支障を及ぼさない程度のものであり、道路が通常有すべき安全性を欠いているものではないと判断しているため、補償を行うことはできません。
4	10	江戸バスは一方のみの路線であるため気軽に利用できません。反対方向の路線も作ってほしいです。	反対方向の路線の新設は、生活道路を通るルートを設定していることから、一方通行も多く、相互通行が不可能であるとともに、追加車両の購入や停留所の設置、運転手不足など、多くの課題があり実施することが難しい状況です。
4	11	日本橋室町にあるビルの屋上から公道上にクレーンで貨物を吊っていますが、交通規制や警備員の配置など安全対策をしていないため危険です。行政指導をしてください。	一時的な作業などで道路を利用する際は、道路交通法による道路使用許可の手続きが必要です。そのため、道路交通法を所管する警察へ情報提供を行い、連携しながら、安心・安全・快適な道路空間の確保を図ります。

「区長への手紙」内容一覧（令和6年4月分）

4	12	朝潮小橋で職員2人が通行者が少ない時間に足にけがをしている人に「自転車を降りてください。」と大声で声をかけていました。周りの状況などで臨機応変に対応できませんか。また、通勤時間などに注意喚起する方が効果的だと思います。	朝潮小橋は歩行者専用橋のため、自転車などの軽車両は乗ったまま通行できないことが道路交通法で定められています。また、朝潮小橋を通行する自転車が見受けられると地域の方から意見があり、区と警察が合同で声かけ運動を実施しました。
4	15	数年前に引っ越してきましたが、近くの川で4月から9月の間、水上バイクの音がとてもうるさいです。また、花見や夏の時期は遅くまで騒いでいる人もいます。近隣に住む人たちもストレスが溜まっていると思いますので、対応をお願いします。	ご指摘を受け、隅田川を管轄する警察署および都に対して、情報共有と対応を申し入れました。また、夜間は静かに公園を利用するよう記載した看板を設置するとともに、パトロールにより、騒音など迷惑行為を見かけ次第、声掛けを行います。
4	16	区内で違法駐車および違法駐輪されているところがあります。また、道路上に看板の設置や商品の陳列を行っているところがあります。何度か連絡していますが、改善されていません。	ご指摘の場所については、警察と合同でパトロールを行いました。また、自転車利用に際しては、周囲に迷惑が掛からないようご指摘の店舗などに指導しました。今後も随時パトロールを行い、警察と連携して道路の適正な維持管理に努めていきます。
4	19	毎朝通勤で桜小橋を利用しています。混雑している中、子どもを乗せた自転車がスピードを出して橋を通行しており、すぐに自転車を避けられず、毎朝怯えています。歩行者専用橋だと聞いていますが、マナーを徹底するようにしてもらえませんか。	桜小橋の自転車走行の対策としては、定期的なパトロールの実施、横断幕の設置や路面標示により注意喚起に努めています。また、現地にて自転車に乗車したままの走行は禁止である旨の指導、啓発活動を行いました。
4	22	「中央区環境土木部」と書かれた高所作業車で、ヘルメット未着用の作業員がかごに乗り作業をしていました。また、地上でもヘルメットをしていない作業員が作業指揮を執っていたので注意しましたが無視されました。再教育を強く希望します。	電話にて「今後は、作業の際はヘルメット着用と墜落防止用器具の使用を徹底するよう厳重に注意した。また、作業中に区民による問いかけがあった場合には、適切に対応するよう指導した。」旨説明し、了解を得た。
4	22	クリーンデーの際に配られるほうきを柄の長いものから短いものに変更してほしいです。短い方が使いやすいです。	電話にて「クリーンデーの際に町会に配布する清掃用具は必要数などを事前に調査しており、希望のあった柄の短いほうきも必要であるとの回答があったため、町会あて配送予定である。」旨回答した。
4	25	江戸バスの時刻表についてスマートフォンで検索したところ、いまだに変更前の時刻表と路線図が載っています。区に電話で指摘しましたが放置されたままです。直ちに新しい表示にしてください。	電話にて、運行事業者の江戸バスに関するホームページの更新が遅れたことについて謝罪し、「新たな時刻表と路線図に更新された。」旨説明し、了承を得た。
4	26	ホームページに掲載している江戸バスの時刻表とバス停留所にある時刻表が一致していません。バスを利用するために調べましたが、使えませんでした。	電話にて、区のホームページの更新が遅れたことを謝罪し、「新たな時刻表に更新した。」旨説明し、了承を得た。
4	30	昨年度は7月と8月に熱中症アラートが多発したため、日中は外出せずじゃぶじゃぶ池に行きませんでした。一部のじゃぶじゃぶ池で早期に利用を開放することはできませんか。また、終了する時期も早いので、9月下旬まで開放してもらえませんか。	じゃぶじゃぶ池を一部でも早期に開設することについては、一般の利用者への影響が大きいと考えています。また、開設期間の延長は、9月は台風が接近する時期であり、供用を休止する日も多くなるため、現状の期間を開設期間としています。
4	30	築地川公園で鳥への餌やりを度々見かけます。公共スペースへのふん害がひどくなるだけでなく、住居のベランダなどに巣を作られることもあり、困っていますので、対策をお願いします。	区では、区立公園内での鳥への餌やりを禁止しており、看板により周知するとともに、巡回警備で発見した場合は、声かけを実施しています。ご指摘を踏まえ、巡回警備の時間を調整するとともに、看板をわかりやすい内容に更新していきます。
4	30	佃公園の車止めポールが曲がっています。対応をお願いします。	損傷した車止めを撤去し、カラーコーンを代わりに置くとともに、補修に向けて業者を手配しています。

「区長への手紙」内容一覧（令和6年4月分）

教育委員会事務局

月	日	内容	対応・考え方
4	1	子どもの小学校入学に際し、校長面談を行いました。同席した教育センター職員の対応が悪かったので指導してください。職員が一方的に私を悪く言うため、学校からの私の印象が悪くなっています。入学式までに悪い印象を払拭してください。	お子さまの様子や保護者の意向を学校に伝えた上で、家庭、学校および関係行政機関が状況を共有し、学校生活について確認することを目的として面談を実施しました。今後も、関係機関と連携し、よりよい教育環境につなげていけるよう取り組みます。
4	10	日本橋大伝馬町は通園および通学区域が日本橋幼稚園、日本橋小学校となっています。地図上で見ても久松幼稚園、久松小学校の方が近く、道のりも安全なため、希望に応じて選択できるようにしてください。	小学校の通学区域は、児童数や地域社会との一体性などを考慮し、総合的に勘案して定めています。そのため、必ずしもお住まいから一番近い小学校が指定校とはなりません。また、通学路は、関係機関と連携を図り、安全性の確保に努めています。
4	16	区立小学校の教師が生徒全員に渡航したことの国を指し示すように指示していました。いじめの助長にもつながると思いますが区の方針として行っているのですか。義務教育の場において不適切だと思いますので再発を防止してください。	地図学習において、行ってみたいところ、行ったことがあるところを探す活動は一般的ですが、海外渡航経験の有無のみを聞き、渡航経験の無い児童が劣等感を抱いてしまう授業は配慮が不足していたため、学校管理職から厳しく指導しました。
4	16	昨年、スポーツ選手からのグローブの寄贈がありましたが、寄贈の後にできた学校にもグローブを送ってもらえるようにお願いしてほしいです。	電話にて「既に当該小学校にもグローブを配布しており、現在高学年の児童からグローブに触れる機会を設けている。」旨回答した。
4	17	銀座中学校では、PTAに加入している保護者の子どもに「銀中Tシャツ」を配布していますが、加入していない保護者の子どもには配布されません。PTAに加入していない保護者の子どもを差別しています。いじめを助長しないでください。	銀中Tシャツの配布はPTAの活動であり、非加入の方も同額の負担で購入できるようにしています。いじめを助長するものではありません。また、PTAへの加入は任意であり、学校はそれによって子どもを差別することはありません。
4	17	区立小学校の保護者会で教員の口からクラスで一番足の遅い生徒の実名が周知されました。教員が保護者会で足の遅い生徒の名前を発表することは個人情報保護法違反ではありませんか。この件に対しての考え方を教えてください。	学級担任としては、得意・不得意があっても努力することの大切さを伝えるためにあげた例としていますが、話を聞いた他の保護者にも不快な思いをさせてしまう行為であったと考えられるため、学校管理職から厳しく指導を行いました。

区議会議会局

月	日	内容	対応・考え方
4	22	区議会のインターネット中継などについて、①実施が遅れている理由②今後の実施見通し③議事録の公開に半年ほど掛かる理由の3点を教えてください。	①議会のインターネット中継実施の可否や時期は、議会において検討、決定されます。②議会の中で引き続き検討が進められていると認識しています。③会議録作成には正確性が求められるため一定の時間を要しますが、短縮に向け研究していきます。